

部位別後遺障害等級一覧

部位	別表	等級	号	内容	喪失率等	備考	
足指	第2	5	8	両足の足指の全部を失ったもの (注11)	(喪)79% (自賠)1574 (青) 1300~ 150Q (赤)140Q (人傷)750	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
			11	両足の足指の全部の用を廃したも の(注21)	(喪)56% (自賠)1051 (青) 900~ 110Q (赤)100Q (人傷)500	(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
		8	10	1足の足指の全部を失ったもの(注11)	(喪)48% (自賠)819 (青) 750~ 87Q (赤)83Q (人傷)400	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
			9	1足の第10足指又は他の4の足指を失ったもの(注11)	(喪)27% (自賠)461 (青) 480~ 57Q (赤)55Q (人傷)200	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
		11	9	1足の第10足指を含み2以上の足指の用を廃したもの(注21)	(喪)20% (自賠)331 (青) 360~ 43Q (赤)42Q (人傷)150	(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
			11	1足の第20足指を失ったもの、第20足指を含み20足指を失ったもの又は第30足指以下の30足指を失ったもの(注11)	(喪)14% (自賠)224 (青) 250~ 30Q (赤)29Q (人傷)100	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
		12	12	1足の第10足指又は他の4の足指の用を廃したもの(注21)	(喪)27% (自賠)461 (青) 480~ 57Q (赤)55Q (人傷)200	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
			9	1足の第30足指以下の1又は20足指を失ったもの(注11)	(喪)9% (自賠)139 (青) 160~ 19Q (赤)18Q (人傷)60	(注11)中足指節間関節以上失ったものが該当する。	
		13	10	1足の第20足指の用を廃したもの、第20足指を含み20足指の用を廃したもの又は第30足指以下の30足指の用を廃したもの(注21)	(喪)5% (自賠)75 (青) 90~ 12Q (赤)11Q (人傷)40	(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
			7	1足の第30足指以下の1又は20足指の用を廃したもの(注21)	(喪)5% (自賠)75 (青) 90~ 12Q (赤)11Q (人傷)40	(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。	
		14	7	7	1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの(注49)	(喪)5% (自賠)75 (青) 90~ 12Q (赤)11Q (人傷)40	(注49)この号は、平成16年施行令改定により要件が変更されているので注意。
				8	1足の第30足指以下の1又は20足指の用を廃したもの(注21)	(喪)5% (自賠)75 (青) 90~ 12Q (赤)11Q (人傷)40	(注21)a第1の足指の末節骨の長さの1/2以上を失ったもの、b第10足指以外の足指を中節骨若しくは基節骨を切断したもの又は遠位指節間関節若しくは近位指節間関節において離断したもの、c中足指節間関節又は近位指節間関節(第10足指にあっては指節間関節)の可動域が健側の可動域角度の1/2以下に制限されるもの、が該当する。